

四国中央市空家等対策協議会 会議記録

開 催 概 要

- 1 . 会 議 名 第3回四国中央市空家等対策協議会
- 2 . 開催日時 平成30年2月13日(火)午前10時30分~午後00時00分
- 3 . 開催会場 四国中央市福祉会館3階会議室2
- 4 . 出席者 (会長) 篠原実  
(委員) 合田英昭、石川勉、河上公則、蝶野公治、長野勝重、  
尾藤淳一、三浦裕章、山川彰夫、横内康正、横田圭三、  
浦土井麻智子、玉置裕規、早田亮  
(欠席委員:曾我部清)  
(事務局)鈴木宏典  
石村泰彦、白川英明、久保佳代、鈴木武雄、真鍋真里
- 5 . 傍聴者 報道関係者1人
- 6 . 会議次第
  - 1 開会
  - 2 会長あいさつ
  - 3 委員委嘱
  - 4 委員紹介
  - 5 報告
  - 6 協議
    - (1) 住宅用地の特例と同等の減免措置について
    - (2) 空家対策コンソーシアムの設立について
    - (3) 略式代執行(空家法第14条第10項)の判断基準について
    - (4) 空家法第14条第10項に基づく略式代執行について
    - (5) その他
  - 7 その他
  - 8 閉会

==== 議 事 概 要 =====

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 委員委嘱状交付

市長から新任委員へ委嘱状を交付する。

#### 4 委員紹介

新任委員から自己紹介がある。

#### 5 報告

( 1 ) 前回会議記録について報告がある。

( 2 ) 四国中央市空家等対策計画の実施状況について、次のとおり報告がある。

空家法第 14 条等の施行について

四国中央市老朽危険空家除却補助金の交付について

全国版空き家バンクについて

全国空き家対策推進協議会について

空家対策啓発冊子について

#### 6 協議

議長が、協議に先立ち、協議題「( 5 )その他」の提案がないことを確認、協議題は( 1 )から( 4 )までとし、( 4 )については個人情報保護する必要から非公開とする旨を宣する。

( 1 ) 住宅用地の特例と同等の減免措置について

空家等対策室長から協議題について資料に基づいて説明する。

( 質疑応答 )

質問：減免対象地の承継があった場合は？

回答：相続については減免を承継するが、売買については一定の目的があって  
売買されるものであり、減免を承継しないと考えます。

質問：地方税法に定めのあることだが、当市だけの判断でできることか？

回答：独自の減免措置は当市の判断によって可能です。すでに実施している市  
町村もあります。

質問：減免の期間は？また先行市町村が設定している減免期間は？

回答：減免期間については固定資産税担当課と協議しています。先行市町村で  
は、減免期間を 2 年から 10 年と幅があり、政策判断に負うものです。  
必要に応じて、本協議会のご意見も伺いたいと考えます。

質問：老朽危険空家除却補助金との関係は？

回答：老朽危険空家除却補助金については、困難事例に限定していき、空家対  
策の主力は固定資産税の減免に移していきたいと考えています。

(意見)

住宅用地特例の話は、様々な場面で話題になっており、積極的に取り組むことは良いことだと思う。

(協議成果)

平成 31 年 4 月課税から老朽危険空家除却補助金対象空家と同等の場合に減免措置を講じるべく、具体的検討を進める。

(2) 空家対策コンソーシアムの設立について

空家等対策室長から協議題について資料に基づいて説明する。

(質疑応答)

質問：専門職以外の立場からみると一定の報酬があるべきではないか？

回答：専門職側の発意で、社会貢献として行われるものです。

質問：平たくいえばボランティアで相談を受けるということか？

回答：そうです。

質問：無料の部分と有料の部分とは、職種によって調整が必要ではないか？

回答：ご指摘を踏まえて協議を進めます。

質問：相談の回答に関する責任は？

回答：既存の各種無料相談と変わるところはないと考えています。今後の協議のなかで配慮していきます。

(意見)

当市空家等対策計画の大きなポイントである。自分の所属団体は積極的に協力していきたい。

(協議成果)

関係する空家等対策協議会委員が出身母体に持ち帰り、平成 30 年度第 1 四半期に設立総会を開催するべく、設立に向けた準備協議を進める。

(3) 略式代執行(空家法第 14 条第 10 項)の判断基準について

空家法第 14 条第 10 項に規定される「過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき」について、原則として土地収用法の取扱いに準じるものとする旨、空家等対策室長から説明がある。

(協議成果)

原案のとおり了承した。

( 4 ) 空家法第 14 条第 10 項に基づく略式代執行について

非公開協議とし、議長が傍聴者に退室を求める。

空家法第 14 条第 10 項に基づく略式代執行について事務を進めることを了承した。

公開協議に戻し、入室を促す。傍聴者なし。

( 5 ) その他

なし

7 その他

なし

8 閉会

会長から謝辞を述べた。